

第48回北信越国民スポーツ大会宿泊要項(案)

1 総則

- (1) この宿泊要項は、第48回北信越国民スポーツ大会に参加する選手団(監督・選手・コーチ・本部役員)、視察員、大会役員、競技会役員、競技役員及び報道員(以下「大会参加者」という。)等の宿泊に関し、「プレイヤー・ファースト」の理念を基本とし、その総合計画、取扱基本方針及び宿泊割当等の業務について定めるものとする。
- (2) 宿泊割当等の業務については、原則として実行委員会事務局と宿泊業務を委託した旅行代理店(以下「旅行代理店」という。)が連携し、これを担当するものとする。
- (3) 宿泊に関する紛議等が生じた場合は、原則として旅行代理店が斡旋調停を行うものとする。
- (4) 大会参加者の宿泊申し込みは、原則として各県スポーツ協会が取りまとめて旅行代理店へ行うものとする。

2 宿泊の基本方針

大会参加者の宿泊は次のとおりとする。

- (1) 原則として宿舎は旅館又はホテルとする。ただし、やむを得ない事情があるときは他の施設を利用することができるものとする。
- (2) 風紀、衛生等において支障があると認められる施設には、宿舎の割当てを行わないものとする。
- (3) 宿舎の割当ては、各県種別ごとに同一宿舎になるように、また、競技会場から遠距離にならないように配慮するものとする。
- (4) 宿泊者一人当たりの畳数は、 3.3 m^2 (2畳)以上とする。
- (5) 指定された宿舎の変更は、原則としてこれを認めないものとし、指定された宿舎を任意に変更したことにより生じる紛議は、宿舎を変更した者がその責のすべてを負うものとする。
- (6) 宿泊関係業務の流れは、原則として別紙「宿泊関係業務について」のとおりとする。

3 適用期間

この要項に定める宿泊、休憩、昼食等の適用期間は、第48回北信越国民スポーツ大会の競技会開始日(競技会開始前に公式練習がある場合にあつては、公式練習日)の前日の午後4時から競技会終了日翌日の午前10時までとする。

4 宿泊料金等

- (1) 宿泊の代金は次のとおりとし、食事の欠食があつた場合には内訳の食事代金を基本宿泊料金から差し引くものとする。

基本宿泊代金		内訳			備考
		食事代金			
		朝食	夕食	素泊代金	
Aランク	15,000円	880円	1,980円	12,140円	1泊2食、冷房費・サービス料・消費税・入湯税を含む。
Bランク	14,000円	880円	1,980円	11,140円	
Cランク	13,000円	880円	1,980円	10,140円	
Dランク	12,000円	880円	1,980円	9,140円	

(2) 夕食もしくは朝食を欠食した場合または素泊まりの場合に係る取扱については、以下の通りとする。

	朝食を欠食した場合	夕食を欠食した場合	素泊まりの場合
Aランク	14,120円	13,020円	12,140円
Bランク	13,120円	12,020円	11,140円
Cランク	12,120円	11,020円	10,140円
Dランク	11,120円	10,020円	9,140円

(3) 宿泊代金は、食費、冷房費、サービス料、消費税、入湯税を含んだ金額とする。

(4) 宿泊は、原則として入宿日の午後4時以降から出発日の午前10時までとする。

(5) 夕食の時間は、午後6時から午後8時までとし、やむを得ない事由のため遅れる場合は、旅行代理店又は宿舎へ事前に連絡するものとする。

(6) 食事条件を変更する場合は、4日前までに旅行代理店に申し出なければならない。この場合において、欠食の申し出のあった食事の料金は宿泊料から控除するものとする。

(7) 入宿日の午後4時以前又は出発日の午前10時以降に客室を利用する場合(以下「休憩利用」という。)は利用しようとする日の前日までに旅行代理店又は宿舎に申し出なければならない。なお、予約状況により対応できない場合や休憩利用に係る料金が発生する場合がある。

5 宿泊の申し込み

(1) 各県スポーツ協会の申込責任者(以下、「申込責任者」という。)は、参加選手団等の宿泊内容を取りまとめ、所定の宿泊申込書を旅行代理店へ電子メールで送付するものとする。なお、競技会開始日の前々日から宿泊を希望する場合は、申込時に申し出れば、旅行代理店においては配宿を行う。

(2) 選手・監督について、宿泊申込期限までに申込がないときは、大会実施要項の定めにより、

開催県等の選手・監督で宿舎への宿泊が必要ない場合などを除き、大会への参加を認めない場合がある。

宿泊申込（問合せ）先	宿泊申込期限	
旅行代理店 （詳細情報）	令和9年 月 日（ ） ただし、	
	カヌー（SL・WW）	
	体操（トランポリン）、馬術、スポーツクライミング	
	水泳（AS）、テニス、バレーボール（ビーチバレーボール）、カヌー（SP）、ゴルフ	
	ローイング、体操（競技・新体操）、ハンドボール、空手道、ボウリング	
	ホッケー、ライフル射撃	
	水泳（水球）	
	サッカー	
	バドミントン	
	バレーボール（6人制）、卓球、ラグビーフットボール（成年男子のみ）	

6 宿泊の変更及び取消し

(1) 宿泊申し込みの変更および取消しの申し出は、入宿前にあつては各チーム等を代表する宿泊の責任者（以下「宿泊責任者」という。）から旅行代理店に行うものとし、入宿後は宿泊責任者が直接当該宿舎へ行うものとする。

(2) 取消料金は、次のとおりとする。

取消 申出日	宿泊 3日前まで	宿泊 2日前まで	宿泊前日	宿泊当日	
				午後2時まで	午後2時以降
取消料金	0円	宿泊料金の 30%	宿泊料金の 40%	宿泊料金の 50%	宿泊料金の 100%

7 昼食弁当

(1) 昼食弁当の料金は、次のとおりとする。

区 分	料金(消費税含む)
昼食弁当(お茶付き)	1,000円

(2) 昼食弁当は、宿泊申込書により申し込むものとする。

(3) 昼食弁当を申し込んだ後に変更又は取消しをしようとする場合は、弁当引渡日前日の午後2時までに旅行代理店へ申し出るものとする。

(4) 昼食弁当は、各競技会場において午前11時から午後1時までの間に引き渡すものとする。

8 食事管理

大会参加者の食事は、栄養等に配慮するとともに、食品衛生管理に十分留意するものとする。

9 料金の精算

(1) 宿泊料金(休憩利用に係る料金を含む。)及び昼食弁当の料金は、旅行代理店の請求により宿泊責任者が当該旅行代理店へ直接支払うものとする。

(2) 配宿されたものが宿泊の変更又は取消しの手続きを行わずに宿泊しない場合は宿泊責任者が当該宿泊料の全額を負担するものとし、請求にかかわらず宿泊責任者から旅行代理店へ支払いがなされない場合にあつては、申込責任者がその宿泊料金を保証するものとする。

10 その他

(1) 宿泊者は、貴重品をフロントに預けるなど、事故防止に努めるものとする。

(2) 宿泊業務に関し、この要項に定めのない事項については実行委員会事務局及び旅行代理店において処理するものとする。